

自賠責制度広報・啓発期間について

～忘れちゃいけない「自賠責」～

No.13



【運輸部】

国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、令和元年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「**自賠責制度広報・啓発期間**」と定め、自賠責制度の重要性や役割、無保険・無共済車による運行の違法性などについて広報・啓発活動を実施し、自賠責保険・共済への加入促進を図っています。

①ポスター・リーフレットによる広報の実施

地方公共団体、公共施設などにポスター掲示依頼・リーフレット配布を行い、自賠責保険・共済への加入を呼びかけます。

②関係業界と連携した街頭啓発活動の実施

(一社)日本損害保険代理業協会と共同で自賠責制度について街頭PR活動を実施します。

③監視活動の推進

大型商業施設、駅前駐輪場などにおいて街頭監視活動を積極的に実施し、有効期限切れやステッカー（自賠責保険・標章）の表示がなされていない原動機付自転車や軽二輪車に対し、「通知書」を交付し加入状況を確認させるなどの注意喚起をします。

～自賠責保険・共済の有効期限切れバイクへの監視活動～



小さくて小回りのきくバイクは手軽な移動手段としてよく利用され、特に維持費が安い軽二輪（排気量250cc以下のバイク）・原動機付自転車が人気です。しかし、軽二輪・原動機付自転車は車検制度が無く、自賠責保険・共済の有効期限切れに気付かず使用されることが見受けられます。

沖縄総合事務局では、大型商業施設や駅前駐輪場などを中心に、自賠責保険・共済の期限切れの疑いがあるバイクに注意喚起を行っており、平成30年度は31,829台中、2,118台（約7%）に自賠責保険有効期限切れの疑いがあるとして、通知書を交付しました。

自賠責保険・共済制度について、従前より広報・啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車による事故が後を絶たないことから、より積極的に広報することとしております。

自賠責って？

- 「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。
- 「自賠責」は強制です。でも、かんたんに加入できます。

詳しくは [自賠責保険ポータルサイト](#) を検索

担当課：運輸部陸上交通課保障係 098-866-0031（内線85367・85368）